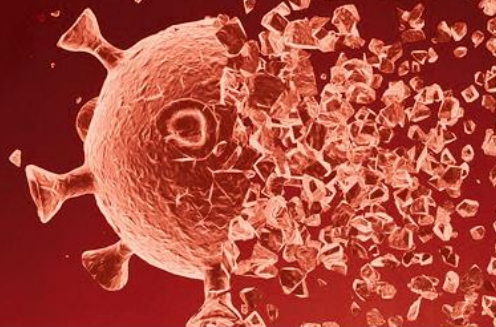


COVID-19 COMMUNIQUE

ASA & ASSOCIATES JEP



April 28, 2020

COVID-19 : COMMUNIQUE

COVID-19に関する公式発表

世界の状況に関する俯瞰

アメリカの原油価格がマイナス水準まで低下

アメリカ合衆国の市場の原油価格の水準を示す、ウェスト・テキサス・インターミディエイト (WTI) の価格が史上初の1バレルあたり0米ドル以下に下落しました。これは、未曾有のコロナウィルスの感染拡大により、人々の移動が停止され、経済活動が抑制されていることを示す悩ましい指標であるとみられています。

参照：WORLD ECONOMIC FORUM

オックスフォードにて、COVID-19 ワクチンの人への試験が開始

全世界で 280 万人の感染が確認されたことで、世界人口の減少やロックダウン、世界経済のまひなどの状況を受けて、この新型コロナウイルスに対処するためのワクチンを開発するための努力が加速されて来ました。最初の人への実験が先月シアトルで行われたのを手始めとして、ヨーロッパにおいても、オックスフォードで人への実験が行われ、800 人以上の被験者が集まりました。

参照：OXFORD, BBC

WHO による COVID-19 対策プログラムの開始

世界保健機関(WHO)の発表によると、COVID-19 に対処する新しい技術の発展を加速させるため、「COVID-19 対処ツール加速へのアクセス(Access to COVID-19 Tools Accelerator)」という新しいプログラムを開始しました。これによって COVID-19 のワクチン、診断、治療法などの開発、生産、公平な配達が加速されることが見込まれます。この新政策は WHO、各国の政府、非営利団体、そして産業のリーダーの協力によってなされるものです。

参照：WHO

UNCTAD が発展途上国に対して 1 兆米ドルの債務の免除を提案

UNCTAD(国連貿易開発会議)はコロナウィルスによる経済的打撃を予防するため、発展途上国に対して、実質的に 1 兆米ドルに及ぶ債務の帳消しを提案しました。さらに UNCTAD は、国際発展途上国預金機構(IDCDA)という独立の組織を設立し、将来における公的債務の立て直しをすることを提案しました。

参照：UNCTAD, Business Today

CFO の方向けの情報

内閣府が倒産法に関する規制緩和を発表

内閣府は、未曾有の事態により企業の流動性が低下していることを受けて、企業省から来たる数ヶ月の間、企業の倒産の基準を緩和するよう提案を受けたことを明らかにしました。提案内容としては、2016 年破産倒産法(IBC)の条項を

変更し、今後 6 ヶ月の間は新たな企業の倒産の案件を生じさせないこと、というものでした。首相の同意ののちに正式な発表がなされる予定です。

参照：MoneyControl(<https://www.moneycontrol.com/news/business/cabinet-clears-relief-from-insolvency-for-six-months-5180691.html>)

拠点を中国以外に多様化する動きから、インドでの拠点設立増加の機運

インド政府は中国から製造施設を転出させて生産拠点を多様化させようとする企業に対して直接連携するための専門の部署を立ち上げました。そのような企業に対してインセンティブを付与するような計画も立案中です。COVID-19 を経て、多くの国際企業は拠点を一箇所に集中させるのは良くないと理解して来ています。

参照：Economic Times

(<https://economictimes.indiatimes.com/news/company/corporate-trends/red-carpet-for-firms-looking-to-ditch-china/articleshow/75280859.cms>)

SEBI は財政状況が緊迫する企業のために資金調達のための基準の緩和を提案

インド証券取引委員会(SEBI)は、上場企業が資金調達をする際の基準を緩和する提案を内容とする議決書を発表しました。株式の優先発行をする際の株価の設定の際の計算において、6ヶ月の加重平均ではなく2週間の加重平均を用いることを認めました。当局は新しいガイドラインを決定するためのパブリック・コメントを5月13日までに発表できるようにするべく準備中です。

参照：Economic Times

(<https://cfo.economictimes.indiatimes.com/news/sebi-eases-funding-norms-for-stressed-companies/75312024>)

規制等の緩和

- ・ 直接税
- ・ 間接税
- ・ 会社法及び関係法令

・直接税

ムンバイITATが人道主義に則った判断

国税上訴裁判所(ITAT)のムンバイ支部は、上訴人の税金支払い債務に関して、COVID-19の渦中であることを考慮して、人道主義の観点から徴税を停止することを許しました。国税上訴裁判所における史上初めてとなるビデオ会議での弁論期日を経て、判断がなされました。これにより、当局の指導のもと、労働者に支払いがされ、その後それ以外の従業員に支払いがされたのちに残金が隔離施設を設置するために利用されるといった条件のもとで未払いの税金に関しては、徴収を停止するということが決定されました。

参照：ITATOnline

(<https://itatonline.org/archives/wp-content/uploads/Pandhes-Infracon-Stay-order.pdf>)

・間接税

関税の支払いは「自動化」され「ペーパーレス化」されます

ロックダウンによる困難な状況を緩和するため、関税当局と、輸出入業者や関

税ブローカーの対面での業務を減らすための対策が導入されました。E-GatepassとBill of Entryという書類のpdfベースの電子コピーを用いることで、オンライン上でのやり取りによって取引の許可が得られることとなります。署名がされた原本のコピーは2020年4月15日以降は不要となります。

参照：[Circular No. 19/2020-Customs dated April 13, 2020](#)

(<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-circulars/cs-circulars-2020/Circular-No-19-2020.pdf>)

GSTの還付を受けられるようにするため、配送料の誤りは関税システムの中で是正可能となります

未曾有の感染流行の中で、輸出業者の困難を解消するため、政府は、配送領収書(Shipping Bills)やGSTの申告とインボイス等の間のミスマッチ(SB005 エラー)を是正するためのシステムを整えました。このようなエラーが出た場合、今まではGSTの還付を停止する運用が取られていました。この度、これらのエラーに関しては、2019年12月31日までの配送領収書については、インド関税EDIシステム(ICES)によって是正可能となりました。

参照：Circular No. 22/2020-Customs dated April 21, 2020

(<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-circulars/cs-circulars-2020/Circular-No-22-2020.pdf>)

・会社法及び関係法令

企業省による期限の延期

・2019年12月31日に会計年度が終了した会社(設立初年度の会社を除きます)は、2020年6月30日までに定時株主総会を開催する必要があるところ、この期限が2020年9月30日まで延期されました。

参照：MCA

(http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular18_21042020.pdf)

・会社や有限責任組合の設立や商号の変更の手続きの途中で商号の予約がされていたものの、2020年3月15日から5月3日までの間にその期限が切れる場合には、それが5月23日まで有効とされることが決定しました。

参照：MCA

(http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Extension_22042020.pdf)

SEBI は会社が株式の管理をより簡単にできるようにするため、株式買戻しの基準を緩和しました

SEBI は、自己株式の買戻しをした後の追加の株式発行の制限の期間に関して、緩和することを発表しました。現在、会社は株式を発行した後 1 年間は株式の追加発行ができません。この期間が 2020 年 12 月 31 日までは 6 ヶ月に短縮されることになりました。

参照：SEBI

(https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/apr-2020/relaxation-in-regulation-24-i-f-of-the-sebi-buy-back-of-securities-regulations-2018-due-to-the-covid-19-pandemic_46547.html)

上場企業による新株予約権の割当てや新株発行の規制が一時的に緩和

上場企業がパンデミックの中で困難に直面していることを受けて、SEBIは、上場企業が資金調達をしやすくするため、新株予約権の割当てや新株発行等に関

して、一定の一時的な規制の緩和をすることを決定しました。これらには、Fast Track Rights Issues(簡易迅速な新株予約権割当て)を利用するための資格や最低割当て額に関する条項等に関する規定が含まれており、これは2021年3月31日以前に行われる全ての発行に適用がされます。

参照：SEBI

(https://www.sebi.gov.in/legal/circulars/apr-2020/relaxations-from-certain-provisions-of-the-sebi-issue-of-capital-and-disclosure-requirements-regulations-2018-in-respect-of-rights-issue_46537.html)

インド破産倒産法委員会(IBBI)による規制の緩和

COVID-19の感染拡大のために、申請書に対する許可決議がなされてから180日以内に完了できなかった会社の倒産決議に関しては、ロックダウン期間分期限を延長することが決定されました。

参照：IBBI

(<https://www.ibbi.gov.in/uploads/legalframework/3d8c8efd906d320e296833445c91a0a4.pdf>)